

最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業のご案内

平成 22 年 6 月に開催された雇用戦略対話において、政労使の合意により 2020 年度までの目標として「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指すこと。」とされ、さらに同年 12 月に開催された雇用戦略対話において、「最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところです。

厚生労働省においては、円滑な目標達成を支援するため、最低賃金額の引上げの影響が大きい中小事業主に対する支援事業として「最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業」及び「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」を実施することとなりました。

1 最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業

最低賃金額の引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の見直しを図ることが課題となります。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を設置しました。

 [詳しくはこちらをご覧ください](#)

2 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

平成 23 年 4 月 1 日時点の地域別最低賃金額が 700 円以下の地域に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内で最も低い時間給（時間換算額）を、4 年以内に、計画的に 800 円以上に引き上げることを内容とする賃金引上げ計画を策定し、この計画に従って 1 年あたり 40 円以上となる引上げを実施する場合において、労働者の意見を聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施するために必要な経費について助成金を交付します。

平成 23 年 4 月 1 日時点の島根県最低賃金は、1 時間 642 円です。島根県内に事業所を置く中小企業事業主のみなさんは、当助成金を活用することができます。

 [詳しくはこちらをご覧ください](#)